

奈良市監査委員告示第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 7 年 10 月 8 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 植 村 佳 史
同 柳 田 昌 孝

中央図書館

監査結果公表日 令和 7 年 7 月 2 日（奈良市監査委員告示第 14 号）

措置結果通知日 令和 7 年 9 月 4 日

〔監査の結果〕	〔措置の内容〕
長期継続契約で締結されている図書受取ロッカー等一式保守業務委託において、契約書に「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨の記載がなかった。 長期継続契約は、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できる例外的な契約方法であり、契約書に前述の条件を付すことが必須条件とされている。 適正な契約事務を行われたい。	委託契約書に、第 24 条として「発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができる。」を追加し、令和 7 年 6 月 30 日付けで変更契約を締結しました。

教育 DX 推進課

監査結果公表日 令和 7 年 7 月 2 日（奈良市監査委員告示第 14 号）

措置結果通知日 令和 7 年 10 月 1 日

〔監査の結果〕	〔措置の内容〕
長期継続契約で締結されている学校・保護者連絡網システムの利用契約において、契約書に「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨の記載がなかった。 長期継続契約は、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できる例外的な契約方法であり、契約書に前述の条件	委託契約書に、第 23 条として「発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができる。」を追加し、令和 7 年 6 月 30 日付けで変更契約を締結しました。

を付すことが必須条件とされている。 適正な契約事務を行われたい。	
-------------------------------------	--

衛生浄化センター

監査結果公表日 令和5年6月30日（奈良市監査委員告示第11号）

措置結果通知日 令和7年10月1日

〔監査の結果〕	〔措置の内容〕
長期継続契約で締結されている衛生浄化センター自家用電気工作物保安管理業務委託において、契約書に「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨の記載がなかった。 長期継続契約は、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できる例外的な契約方法であり、契約書に前述の条文を明記することが必須条件とされている。 適正な契約事務を行われたい。	自家用電気工作物保安管理業務委託については、令和7年7月から衛生浄化センター運転管理委託（令和7年7月1日から令和12年6月30日まで）に含めて実施しており、契約書に「翌年度以降において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、受注者にこの契約の変更の申し出、又はこの契約を解除することができる。」との条文を明記した上で、契約事務を行いました。

環境政策課

監査結果公表日 令和5年6月30日（奈良市監査委員告示第11号）

措置結果通知日 令和7年10月7日

〔監査の結果〕	〔措置の内容〕
奈良市自転車駐車場の管理については、指定管理者制度が導入されており、基本協定書において、指定管理料で購入した備品の所有権は市に帰属するものとされているが、所管課は指定管理者が購入した備品の確認を行っていなかった。 このため、指定管理期間開始当初からの状況を確認したところ、平成30年度に備品が購入されており、備品台帳への登録が漏れていることが判明した。 所管課においては、今回の調査で明らかとなった備品について、現物を確認した上で速やかに登録を行い、市の財産として適切に管理されたい。	奈良市高の原第三自転車駐車場及び奈良市中筋自転車駐車場における指定管理料で購入した備品について、現物を確認した上で、令和5年度に全ての備品について備品台帳への登録を行いました。 今後、新たに購入する備品についても漏れなく登録を行うとともに、これら備品について市の財産として適切に管理して参ります。

[監査の結果]	[措置の内容]
契約金額が 20 万円以上 50 万円以下の施設修繕及び機械器具修繕において、請書を徴取していなかった。 請書は相手方が業務を受注したことを証明する重要な書類であり、奈良市契約規則第 21 条第 2 項において、契約金額が 20 万円以上のものについては徴取が必要であると規定されている。 請書の必要性について十分に理解の上、契約規則に基づき適正な契約事務を行われたい。	令和 6 年度以降、契約金額が 20 万円以上 50 万円以下の施設修繕の契約について、全て請書を徴取しました。 今後も、契約事務を複数人による確認体制により執行することを徹底し、奈良市契約規則に基づき適正な事務処理に努めます。